

令和6年 第5回

佐伯市議会定例会議案
(追加議案)

12月定例会
佐 伯 市

令和6年第5回佐伯市議会定例会議案目次（追加議案）

（議 案）

番 号	件 名	ページ
第 160 号	令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）	別冊
第 161 号	令和6年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 162 号	令和6年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 163 号	令和6年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 164 号	令和6年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
第 165 号	令和6年度佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
第 166 号	令和6年度佐伯市大島航路事業会計補正予算（第2号）	別冊
第 167 号	令和6年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計補正予算（第2号）	別冊
第 168 号	令和6年度佐伯市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
第 169 号	令和6年度佐伯市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
第 170 号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について	3
第 171 号	佐伯市監査委員の選任について（候補者大野達也）	1 3

議案第 170 号

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について
佐伯市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 6 年 12 月 18 日提出

佐 伯 市 長 田 中 利 明

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐伯市職員の給与に関する条例（平成 17 年佐伯市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同項中「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,200	230,900	262,300	288,400	311,000	336,300	374,800
	2	185,300	232,400	263,300	290,000	312,700	338,200	377,400
	3	186,500	233,900	264,300	291,500	314,400	340,000	379,700
	4	187,600	235,400	265,300	293,000	315,900	341,800	381,900
	5	188,700	236,900	266,300	294,500	317,300	343,500	383,800
	6	190,400	238,400	267,300	296,000	318,600	345,200	386,100
	7	192,000	239,900	268,300	297,400	319,900	346,800	388,200
	8	193,600	241,400	269,300	298,700	321,200	348,500	390,300
	9	195,200	242,900	270,300	299,900	322,500	350,100	392,300
	10	196,900	244,300	271,300	301,400	324,300	351,800	394,600
	11	198,500	245,700	272,300	302,900	326,100	353,400	396,800

12	200,100	247,100	273,300	304,300	327,800	355,000	399,000
13	201,800	248,300	274,300	305,700	329,500	356,500	401,200
14	203,500	249,500	275,300	306,800	331,200	358,200	403,500
15	205,200	250,700	276,300	307,800	332,900	359,800	405,700
16	206,900	251,900	277,400	309,100	334,600	361,400	408,000
17	208,200	253,000	278,400	310,300	336,300	363,100	409,800
18	209,800	254,100	279,700	311,900	338,000	364,900	411,700
19	211,400	255,300	281,000	313,500	339,700	366,400	413,600
20	212,900	256,400	282,300	315,100	341,300	368,000	415,400
21	214,400	257,400	283,600	316,600	342,800	369,400	417,300
22	216,000	258,400	284,900	318,200	344,400	371,000	419,100
23	217,600	259,400	286,100	319,800	346,000	372,600	420,900
24	219,200	260,400	287,300	321,400	347,500	374,100	422,700
25	220,800	261,400	288,400	322,900	348,900	376,000	424,300
26	222,500	262,300	289,600	324,600	350,600	377,900	425,800
27	223,800	263,200	290,900	326,200	352,200	379,800	427,300
28	225,100	264,100	292,200	327,800	353,800	381,600	428,800
29	226,400	264,900	293,500	329,200	355,000	383,100	430,300
30	227,500	265,700	294,500	330,900	356,500	384,900	431,600
31	228,700	266,500	295,500	332,600	358,000	386,600	432,900
32	229,800	267,300	296,600	334,200	359,500	388,200	434,100
33	230,900	268,000	297,700	335,400	361,200	390,000	435,300
34	232,000	268,800	298,900	337,400	363,100	391,400	436,600
35	233,100	269,600	300,000	339,100	364,800	392,800	437,900
36	234,200	270,300	301,200	340,700	366,500	394,200	439,100
37	235,300	271,000	302,400	342,200	367,900	395,600	440,300
38	236,300	271,800	303,700	343,800	369,200	396,800	441,100
39	237,300	272,600	305,000	345,400	370,400	398,000	441,900
40	238,200	273,300	306,300	347,000	371,800	399,000	442,700
41	239,100	274,000	307,600	348,700	372,900	400,100	443,400
42	240,000	274,800	309,000	350,500	373,800	401,300	444,000
43	240,800	275,600	310,300	352,300	374,800	402,400	444,600
44	241,600	276,300	311,600	354,100	375,900	403,500	445,200
45	242,300	277,000	312,900	355,600	376,700	404,200	445,900
46	242,900	277,700	314,200	357,000	377,600	404,900	446,700

47	243,500	278,400	315,500	358,400	378,500	405,600	447,100
48	244,100	279,100	316,600	359,800	379,300	406,300	447,800
49	244,700	279,800	317,500	361,300	380,100	406,900	448,300
50	245,300	280,500	318,800	362,100	380,900	407,500	448,700
51	245,900	281,200	320,100	363,200	381,700	408,000	449,100
52	246,400	282,000	321,400	364,200	382,400	408,400	449,500
53	246,900	282,600	322,600	365,100	383,100	408,800	449,900
54	247,300	283,300	323,900	366,200	383,800	409,000	450,300
55	247,600	283,900	325,100	367,100	384,500	409,300	450,700
56	247,900	284,600	326,300	368,100	385,200	409,600	451,000
57	248,200	285,200	327,600	369,000	385,700	409,900	451,300
58	248,500	285,900	328,700	369,700	386,300	410,200	451,700
59	248,800	286,500	329,800	370,400	386,900	410,500	452,000
60	249,100	287,200	330,900	371,000	387,600	410,800	452,300
61	249,400	287,800	331,600	371,400	388,000	411,000	452,600
62	249,700	288,500	332,500	372,000	388,600	411,300	
63	250,000	289,100	333,200	372,700	389,300	411,600	
64	250,300	289,600	334,000	373,400	389,800	411,900	
65	250,600	290,100	334,800	373,700	390,200	412,100	
66	250,900	290,700	335,200	374,400	390,800	412,400	
67	251,200	291,200	335,900	375,100	391,400	412,700	
68	251,500	291,800	336,600	375,700	391,900	413,000	
69	251,800	292,300	337,400	376,000	392,300	413,200	
70	252,100	292,800	338,100	376,500	392,800	413,500	
71	252,400	293,400	338,800	377,100	393,300	413,800	
72	252,700	294,000	339,400	377,700	393,900	414,000	
73	253,000	294,500	339,900	378,000	394,200	414,200	
74	253,300	295,000	340,500	378,600	394,600	414,500	
75	253,600	295,400	341,000	379,300	395,000	414,800	
76	253,900	295,700	341,600	379,900	395,400	415,000	
77	254,200	295,900	341,900	380,300	395,700	415,200	
78	254,500	296,200	342,400	380,800	396,000	415,500	
79	254,800	296,400	342,800	381,400	396,300	415,800	
80	255,200	296,700	343,200	381,900	396,500	416,100	
81	255,500	296,900	343,600	382,400	396,700	416,300	

82	255,800	297,100	344,100	383,000	397,000	416,600	
83	256,100	297,400	344,600	383,500	397,300	416,900	
84	256,400	297,600	345,100	383,800	397,500	417,100	
85	256,700	297,900	345,400	384,200	397,700	417,300	
86	257,000	298,200	345,800	384,700	398,000		
87	257,300	298,500	346,200	385,100	398,300		
88	257,600	298,800	346,600	385,500	398,500		
89	257,900	299,100	346,900	385,900	398,700		
90	258,200	299,400	347,300	386,400	399,000		
91	258,500	299,700	347,700	386,800	399,300		
92	258,800	300,100	348,100	387,200	399,500		
93	259,100	300,300	348,300	387,500	399,700		
94		300,500	348,700	388,000	400,000		
95		300,800	349,100	388,400	400,300		
96		301,200	349,500	388,800	400,500		
97		301,400	349,700	389,100	400,700		
98		301,700	350,100	389,700			
99		302,100	350,500	390,100			
100		302,500	350,800	390,500			
101		302,700	351,100	390,800			
102		303,000	351,500				
103		303,300	351,900				
104		303,600	352,300				
105		303,800	352,800				
106		304,100	353,200				
107		304,400	353,600				
108		304,700	354,000				
109		304,900	354,500				
110		305,300	354,900				
111		305,700	355,200				
112		306,000	355,500				
113		306,200	356,000				
114		306,400					
115		306,700					
116		307,100					

	117		307,300					
	118		307,500					
	119		307,800					
	120		308,100					
	121		308,500					
	122		308,800					
	123		309,100					
	124		309,400					
	125		309,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,700	220,300	261,000	280,700	296,000	321,800	364,100

第2条 佐伯市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項中「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正)

第3条 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例（平成17年佐伯市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	292,500	371,400	428,300	486,200	576,200
2	294,800	374,000	430,300	488,000	579,300
3	297,100	376,500	432,300	489,800	582,400
4	299,300	379,000	434,200	491,600	585,600
5	301,400	381,500	436,100	493,400	588,500
6	304,900	384,200	437,700	495,100	590,900
7	308,400	386,900	439,300	496,900	593,300
8	311,900	389,600	440,900	498,600	595,700
9	315,300	391,700	442,500	500,300	597,900

10	318,800	394,200	444,400	502,400	599,400
11	322,200	396,700	446,200	504,500	600,900
12	325,600	399,200	448,000	506,600	602,400
13	329,000	401,800	449,800	508,600	603,900
14	332,500	404,500	451,600	510,500	605,000
15	336,000	407,100	453,400	512,600	606,100
16	339,400	409,600	455,200	514,600	607,000
17	342,800	412,000	456,800	516,500	608,200
18	345,900	414,200	458,800	518,500	609,200
19	349,000	416,400	460,700	520,500	610,200
20	352,100	418,500	462,600	522,300	611,200
21	355,300	420,600	464,000	524,200	612,200
22	358,400	422,100	465,800	526,000	
23	361,500	423,600	467,600	527,800	
24	364,600	425,100	469,400	529,600	
25	367,600	426,500	471,300	531,200	
26	369,900	428,000	473,100	533,000	
27	372,200	429,500	474,900	534,800	
28	374,400	430,900	476,700	536,600	
29	376,300	432,300	478,500	538,200	
30	378,000	433,800	480,300	540,000	
31	379,700	435,300	482,100	541,800	
32	381,500	436,700	483,900	543,500	
33	383,300	438,100	485,700	545,100	
34	385,100	439,600	487,600	546,900	
35	386,700	441,100	489,500	548,600	
36	388,100	442,500	491,400	550,400	
37	389,600	444,000	493,300	551,900	
38	391,100	445,400	495,000	553,500	
39	392,600	446,800	496,900	554,900	
40	394,100	448,200	498,700	556,500	
41	395,600	449,600	500,300	558,000	
42	396,300	451,000	502,100	559,400	
43	396,900	452,400	503,900	560,800	
44	397,600	453,800	505,500	562,100	

45	398,500	455,200	506,900	563,300	
46	399,100	456,600	508,600	564,300	
47	399,700	458,000	510,400	565,300	
48	400,300	459,400	512,100	566,300	
49	400,900	460,800	513,600	567,300	
50	401,400	462,500	514,900	568,200	
51	401,900	464,100	516,200	569,100	
52	402,400	465,700	517,500	570,000	
53	402,900	467,300	518,500	570,800	
54	403,300	468,500	519,800	571,700	
55	403,700	469,800	521,100	572,600	
56	404,100	470,900	522,400	573,500	
57	404,500	471,900	523,500	574,400	
58	404,900	472,900	524,300	575,300	
59	405,300	473,800	525,100	576,200	
60	405,700	474,600	525,900	576,900	
61	406,100	475,300	526,800	577,900	
62	406,500	476,000	527,600	578,800	
63	406,900	476,700	528,400	579,700	
64	407,300	477,300	529,100	580,600	
65	407,600	478,000	529,900	581,500	
66		478,700	530,700		
67		479,300	531,400		
68		479,900	532,300		
69		480,200	533,200		
70		480,800	534,000		
71		481,500	534,900		
72		482,200	535,800		
73		482,600	536,600		
74		483,200	537,500		
75		483,900	538,400		
76		484,600	539,100		
77		485,000	539,900		
78		485,600	540,800		
79		486,200	541,700		

80		486,700	542,600		
81		487,200	543,400		
82		487,700	544,300		
83		488,200	545,200		
84		488,700	546,100		
85		489,100	546,900		
86		489,600	547,800		
87		490,000	548,700		
88		490,500	549,600		
89		491,000	550,500		
90		491,600			
91		492,200			
92		492,600			
93		493,100			
94		493,700			
95		494,300			
96		494,800			
97		495,300			

(佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年佐伯市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「381,100」を「393,500」に、「428,300」を「441,600」に、「478,400」を「493,800」に、「540,600」を「557,100」に、「616,800」を「636,400」に、「720,200」を「742,800」に、「841,500」を「867,200」に改める。

第8条第2項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第5条 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

(佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年佐伯市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第7条 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年佐伯市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第9条 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7条及び第9条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（佐伯市職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例の規定、第3条の規定による改正後の佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例（以下「改正後の医師給与条例」という。）の規定及び第4条の規定（佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（職員給与条例第25条第2項及び第3項の改正規定並びに第28条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例の規定、第4条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の佐伯市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(給与等の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の職員給与条例、改正後の医師給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員給与条例、第3条の規定による改正前の佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例若しくは第8条の規定による改正前の佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員給与条例、改正後の医師給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例若しくは改正後の特別職給与条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

令和6年10月1日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じたいので提出する。

議案第 171 号

佐伯市監査委員の選任について（候補者大野達也）

佐伯市監査委員（議会の議員から選任する者）に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項本文の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 12 月 18 日提出

佐 伯 市 長 田 中 利 明

住 所 大分県佐伯市平野町 7 番 16 号

氏 名 大 野 達 也
 おお の たつ や

生年月日 昭和 55 年 9 月 20 日

略 歴 別紙略歴表のとおり

理 由

令和 6 年 11 月 30 日付けで高橋圭一委員が辞任したことに伴い、後任委員を選任したいので提出する。

略 歴 表

氏 名 大 野 達 也

学 歴

平成16年 3 月 中央学院大学法学部卒業

職 歴

平成29年 4 月 佐伯市議会議員（1 期。）

令和 3 年 4 月 佐伯市議会議員（2 期。現在に至る。）